

いじめ防止等の対策に関する基本方針

福島市立瀬上小学校

1 目 標

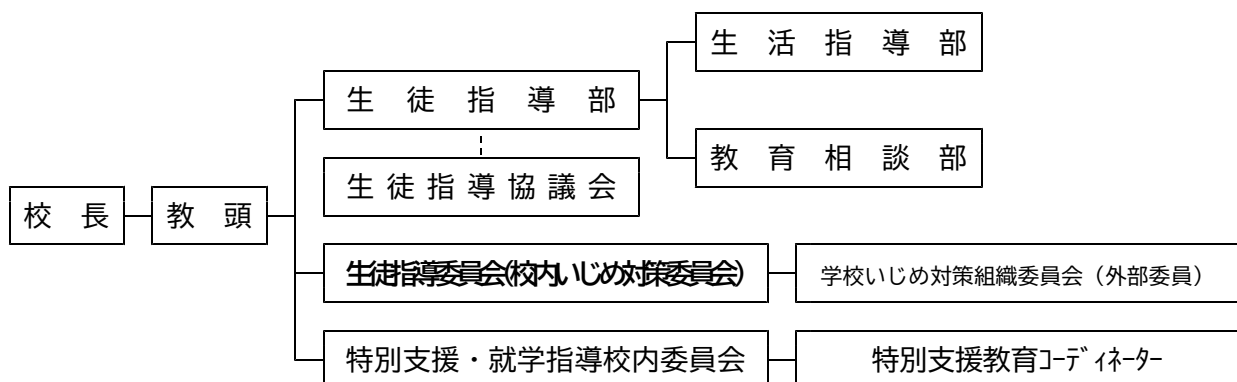
- (1) 「いじめ防止対策推進法」及び福島市教育委員会の「福島市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止と、適切な対応に努める。
- (2) 児童が学校生活を楽しみ、過ごすことができるようにいじめの絶無を期す。
- (3) 児童の自主性、主体性をはぐくみながら一人ひとりが豊かな心を持ち、たくましく生きていくことができるようにする。

2 基本方針

- (1) いじめの未然防止に組織的に取り組み、「いじめは現に起きている」「いじめは決して許されない」という共通理解のもと、「いじめ」根絶の学校づくりに取り組んでいく。
- (2) 全職員が目子どもたちの生活を見守り、いじめの早期発見、積極的ないじめの認知と解決に向けた組織的な対応、いじめが繰り返されないための徹底した事後指導に積極的に取り組んでいく。
- (3) 教職員と児童、児童と児童が心を通わせ、しっかりと向き合うことができる学校体制を構築していく。
- (4) いじめ防止に向けて、家庭・地域との連携を充実させていくとともに、関係機関との連携を構築していく。

3 いじめ防止に向けた組織・運営

(1) 組 織



※ 学校のいじめ問題に対応するフロー図（別紙1）

(2) 運 営

児童一人ひとりが学年や発達段階に応じて規則正しい生活が送れるように児童理解を深め、生活上の諸問題について情報を交換し合う。そして、全体的な立場でその対策を話し合い、いつでも、どこでも、だれでも同じく指導できる態勢を整える。

① 生徒指導部会

- ア 各学年代表で構成し、部会には必要に応じて関係諸係も含めて行う。
- イ 全体計画、指導方針を立案する。
- ウ 月の指導内容について話し合い、その実践化を徹底する。
- エ 他の研究部や教務との連絡を密にし、それぞれの指導計画の実現に努める。

オ 生徒指導に必要な研究調査と、その検討対策に当たる。

カ 特に指導を要する児童について情報を交換し、話し合い、教職員全体で指導に当たる。

キ 校外生活については、PTA健全育成委員会、関係諸団体との連絡を密にして指導にあたる。特に、非行の防止、交通事故防止に徹底を期す。

ク 児童の生活の様子や行動傾向から、特に適時指導を要する課題を発見し、共通の体制で指導に当たる。

② 生徒指導協議会

ア 生徒指導部の計画に基づいて調査研究を進めると共に、職員全員による情報交換をし、今後の指導に役立てる。

イ 共通理解に立った同一歩調、同一態度で指導するための協力体制を築く。

ウ 共通理解や、援助、指導が必要な問題は、学級内に留めることなく、全校的な問題として話し合う。そして、その方策を立て、全職員で指導助言できるようにする。

エ いじめ根絶に向けた取り組みを行う。（別紙「いじめ根絶に向けた取り組み」参照）

③ 学級担任

ア 児童一人ひとりをよく観察し、その状態を把握し、生活の仕方についての助言を与えると共に、気付いた点は、個票に記録する。

イ 自己実現的目標の把握・助言・援助及び「瀬上小学校のきまり」「北信の子どもの五つのやくそく」の指導の徹底を図る。（別紙「瀬上小学校のきまり」参照）

ウ 問題が起きた場合は、その内容を正しく把握し、その事後指導を行うと共に、規律ある生活が送れるように指導助言をする。

エ 協議会で話し合われたことは、必ず学級に持ち帰り、朝や帰りの相談や生活の場で、指導助言をする。

④ 学級、学年経営と臨機応変の対応、指導

ア 学年・学校における児童の人間関係への目配り・対応

- 学級・学年の児童の公平で平等な人間関係
- 不登校傾向にある児童
- 静かに話を聞く学級の雰囲気形成

イ 「生活調査関係アンケート」等の活用と、即時的な対応

- 児童の人間関係上の問題への面談と指導
- 友人関係における悩みや孤立した児童への面談と指導
- 学期に1回実施し、必要に応じて臨時にも実施
- 実施結果と対応の仕方についての共通理解（学年・学校全体）

4 学校いじめ対策組織委員会（重大事態・外部委員あり）の運営

(1) 学校いじめ対策組織委員会設立の趣旨

いじめは人間の心を傷つけ、最悪の場合命まで奪ってしまう、人間として絶対に許されない行為である。いじめの未然防止と根絶を図るためには、校長の責任のもと、学校と保護者・地域が連携を取り合い、断固とした姿勢で取り組むことが必要と考え「学校いじめ対策組織委員会」（以下「委員会」とする）を設立し、児童への安全把握義務の徹底を図るようにする。

(2) 委員会の組織運営

- ① 学校側のメンバーは「校長・教頭・教務・生徒指導主事」とする。
- ② 外部委員のメンバーは「PTA会長・副会長・学校評議員」とする。
- ③ チームの責任者は、校長とし委員会の進行は教頭が行うものとする。
- ④ 委員会は主としていじめ重大事態と学校が判断し、学校が調査をする場合に設置される。重大事態が発生したら、7日以内に市教育委員会を通じ、市長へ報告する。
- ⑤ 重大事態の調査を学校主体の調査で行うよう指示があった場合（市教育委員会の会議において）学校で調査を行う。また、重大事態の調査は、学校いじめ対策組織委員会で行う。
- ⑥ 学校は事実関係の調査をもとに、調査結果を取りまとめる。
- ⑦ 助言を受けた調査結果を市教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた上で、必要な措置を講じる。

(3) 活動内容

- ① メンバーは、いじめ（学校内外を問わない）に関する情報を収集する。なお、場合によっては、いじめの事案に限らず学校への連絡・要望等も併せて報告する。
※ 「いじめの事案に限らず」とは
児童虐待的な家庭、児童の問題行動（万引・放火・公共物へのいたずら）、学校内外の安全指導、学級担当への問題行動撲滅に向けての要望等を指す。
- ② メンバーは集めた情報についての調査と今後の対応について早急に協議する。
- ③ 情報内容によっては、冷やかしの事案も予想されるが、該当児童が「いじめ」と感じている内容については、取り上げる。なお、中学校・高等学校など本校以外のものとの関連や学校管理下の活動で発生した事案についても取り上げる。

※ 重大事態への対応フロー図（別紙2）

【資料1】文部科学省のいじめの定義

「該当児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 個々の行為がいじめに当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、児童生徒が感じていることを尊重して行うこと

【資料2】児童がいじめと感じている内容

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| ・ 冷やかしの仲間はずれ | ・ 集団による無視 |
| ・ 言葉での脅かしや暴力 | ・ 持ち物隠し |
| ・ 手紙やメールによる中傷（インターネットを通じて行われるものを含む） | ・ 持ち物へのいたずら |
| | ・ ズボン下げ |
| | など |